

○草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成15年6月10日

告示第112号

改正 平成17年9月1日告示第163号

平成24年8月1日告示第178号

平成24年12月27日告示第316号

平成25年4月1日告示第86号

平成26年4月1日告示第101号

平成27年4月1日告示第78号

令和3年3月31日告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、金銭管理、契約手続等に支援が必要な認知症高齢者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者等」と総称する。）の成年後見制度の利用を促進し、必要な支援を行うことにより、障害者等の権利の擁護を図ることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 障害者等に対する支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長による成年後見審判等（第5条第1項各号の審判および同条第2項の保全処分をいう。以下同じ）の申立て（以下「市長申立て」という。）
- (2) 障害者等の親族または障害者等本人が成年後見審判等の申立てを行う場合の申立費用等（別表内訳の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）にかかる補助金の交付

(市長申立て)

第3条 市長申立ては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づいて行うものとする。

2 市長申立てを行う場合の申立費用等は、予算の範囲内で市が負担し、後見審判等の決定後に、草津市成年後見制度利用支援事業申立費用等請求書（別記様式第1

号)により当該市長申立てにかかる障害者等に対して請求するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長申立てにかかる障害者等が第9条各号のいずれかに該当する場合は、申立費用等の請求をしないことができるものとする。

(市長申立ての対象者)

第4条 市長申立ての対象者は、申請日において、次の各号のいずれかに該当する障害者等であつて配偶者および2親等内の親族がないものまたはこれに類する状況にあるものとする。

(1) 市内に住所を有する者(ただし、他の市町村の住所地特例を受ける者は除く。)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項の規定による住所地特例を受ける者および介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定による住所地特例を受ける者

(3) 本市において法令または条例に基づく福祉の措置を受けている者

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者および審判の申立てを行う費用を負担することにより同条第2項に規定する要保護者となる者

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(市長申立てにかかる審判の種類)

第5条 市長申立てにかかる審判の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第7条の規定による後見開始の審判

(2) 民法第11条の規定による保佐開始の審判

(3) 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意権の範囲を拡張する審判

(4) 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する審判

(5) 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判

(6) 民法第17条第1項の規定による補助人に同意権を付与する審判

(7) 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する審判

2 市長は、障害者等の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要と認めるときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第106条第1項の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

(成年後見審判申立審査会)

第6条 市長申立ての適否を審査するため、成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康福祉部長

(2) 健康福祉部副部長（次条第1項の担当課を所管する副部長に限る。以下同じ。）

(3) 生活支援課長、障害福祉課長および長寿いきがい課長

3 審査会の会長は、健康福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、健康福祉部副部長がその職務を行う。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、審査の対象となる障害者等の市長申立てを担当する所属（以下「担当課」という。）の長の要請により会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

5 審査に当たっては、対象者およびその家族ならびに主治医その他の専門家の意見を聴くことができる。

6 緊急に市長申立てを行う必要がある場合は、担当課の長は市長申立てを行った後速やかに審査会に報告し、その承認を得なければならない。

7 担当課の長は、前項の規定により審査会に報告し、その承認を得られなかった場合は、市長申立てを取り下げなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、健康福祉部の担当課において処理する。

(申立費用等の補助金)

第9条 市長は、申請日において、第4条各号に掲げる障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に基づき、予算の範囲内で障害者等成年後見制度利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することができるものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 補助金の交付を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 市民税非課税世帯に属すること。

イ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

ウ 預貯金等の額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者および補助金の交付を受けなければ同条第2項に規定する要保護者となる者

（補助金の交付申請）

第10条 障害者等または障害者等の代理人としての成年後見人、保佐人および補助人（以下「成年後見人等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、収入・資産状況等申告書（別記様式第2号）および収入・資産状況申告に関する調査等の同意書（別記様式第3号）を添付し、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付申請書（別記様式第4号）により申請するものとする。

2 前項の規定による申請が後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかるものであるときは、当該申請は、報酬付与の審判書謄本の写しを添付し、報酬付与の審判のあった日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の規定による申請が申立費用にかかるものであるときは、当該申請は、成年後見人等選任の審判のあった日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに補助金の交付の適否を決定し、交付することを決定したときは草津市障害者等

成年後見制度利用支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付しないことを決定したときは草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 障害者等の成年後見人等が当該障害者等の配偶者または4親等内の親族である場合は、後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかる補助金は交付しないものとする。
- 3 障害者等が死亡した場合の補助金の額は、交付申請にかかる補助金の額に当該障害者等の遺留資産を充当し、なお、不足する額とする。
- 4 後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかる補助金の補助限度額は、既に補助金額の算定の対象となった月を除き、報酬付与の決定のあった日の属する月以前の24月を対象として算定するものとする。

（審判の取消の届出）

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受領した後、審判等の取消を受けた場合は、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業審判取消届出書（別記様式第7号）により、その旨を速やかに市長に届け出るものとする。

（補助金の交付）

第13条 申請者は、申立費用および鑑定費用にかかる補助金の交付決定があったときまたは後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかる補助金の額の確定があったとき（第15条第2項の規定により補助金の額の確定通知をしたものとみなす場合を含む。）は、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により、補助金の交付を請求するものとする。この場合において、市長は、当該補助金を申請者の指定した預金口座に振り込むものとする。

- 2 市長は、補助金が申立費用および鑑定費用にかかるものである場合は、これを概算払により交付することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第10条の規定による申請を行う前に障害者等が死亡した場合または家庭裁判所の報酬付与の審判が障害者等の死亡後に行われた場合の補助金は、報酬付与の審判により報酬を付与するとされた障害者等の成年後見人等に交付するものとする。この場合において、当該障害者等は、死亡時に第9条に規

定する障害者等に該当する者でなければならない。

(補助金の実績報告)

第14条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金実績報告書(別記様式第9号)を、補助金の交付決定に係る年度の終了後10日以内に市長に提出してしなければならない。

2 後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかる補助金については、第10条の規定による交付申請書の提出により実績報告がなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、速やかにその内容を審査したうえで補助金の額を確定し、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金確定通知書(別記様式第10号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかる補助金については、第11条の規定による交付決定通知により補助金額の確定通知をしたものとみなす。

(補助金の額の変更等)

第16条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定または補助金の額の確定後に補助金の額を変更すべき事由があった場合は、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金変更交付申請書(別記様式第11号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合は、市長は、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第12号)により、交付決定を受けたものに通知し、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは補助金の額を変更することができる。

3 前項の規定により補助金の額が変更された場合は、交付決定を受けた者は、すでに受領した補助金から変更後の補助金の額を控除した額を返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年6月10日から施行する。

付 則（平成17年9月1日告示第163号）

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則（平成24年8月1日告示第178号）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則（平成24年12月27日告示第316号）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日告示第86号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第101号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日告示第78号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第120号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の障害者等に対する支援について適用し、同日前の障害者等に対する支援については、なお従前の例による。

別表（第2条第2号、第9条関係）

成年後見申立費用等基準額表

内訳	補助限度額上限	補助率
(1) 申立費用（収入印紙、切手代等）	20,000円	10/10
(2) 鑑定費用（診断書の作成等）	100,000円	10/10
(3) 月の初日に在宅で生活している者にかかる後見	28,000円/月	10/10

等の開始後に必要な成年 後見人等の報酬		
(4) 月の初日に施設等に入 所している者にかかる後 見等の開始後に必要な成 年後見人等の報酬	18,000円/月	10/10

備考

- 1 「施設等」とは、生活保護法にいう保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設、老人福祉法にいう老人福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設その他これらの類似施設で市長が認める施設をいう。
- 2 補助金が後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかるものである場合は、報酬の付与の審判の対象期間の開始日の属する月の翌月（報酬の付与の審判の対象期間の開始日が月の初日である場合は、その月）以後を補助限度額の算定の対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、報酬の付与の審判の対象期間の開始日と終了日が同一の月内にある場合は、当該報酬の付与の審判の対象期間の開始日における障害者等の生活の状況を月の初日の生活の状況とみなして、当該同一の月を補助限度額の算定の対象とする。
- 4 前2項の場合において、施設等に入所し、または退所した日は、施設等に入所していた日とみなす。
- 5 医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設を除く。）に入院した場合は、入院の日から3か月を経過した日の翌日から施設等に入所したものとみなす。